

平成25年度補正予算に係る補助事業者 各位

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る
補助金交付規程の一部変更について

平成31年 4月24日
全国中小企業団体中央会
千葉県地域事務局
千葉県中小企業団体中央会

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を千葉県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成25年度補正予算に係る補助事業から適用する。

平成 年 月 日

千葉県地域事務局
会長 平 栄三 殿

申請者住所（郵便番号、本社所在地）
氏 名（名称、代表者の役職及び氏名） ⑨
連絡担当者（職名及び氏名）
※ 該当する場合のみ、補助事業者ごとに申請

財産処分報告書

平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金交付規程第18条第6項の規定に基づき、下記のとおり処分について報告いたします。

記

1. 処分する財産の品目及び取得年月日

品 目 : ○○○○ ※実績報告書提出時の「取得財産等管理台帳」より今回処分する機械・設備を抜粋
取得年月日 : 年 月 日

2. 処分内容及び処分年月日

処分内容 : (例) 廃棄
処分年月日 : 年 月 日

3. 処分の理由

(例) 事業実施場所である工場が冠水し、当該財産が使用不能となったため、廃棄を行った。

4. その他参考資料 ※処分理由を補足する参考資料等がある場合には、その名称を記載し、添付のこと

(注) 本様式は、日本工業規格A4判としてください。